

## 特定非営利活動法人 浜松男女共同参画推進協会 会員規則

(目的)

第1条 この規則は、特定非営利活動法人 浜松男女共同参画推進協会（以下「協会」という。）定款第3章各規定に定める会員（正会員、賛助会員）について、必要な事項を定める。

(入会方法)

第2条 会員になろうとするものは、次に掲げる書類の提出および会費の納入をもって入会申込を行うものとする。

- ① 個人 協会指定の入会申込書（書面または電磁的方法により提出）
- ② 団体 協会指定の入会申込書（書面または電磁的方法により提出）、定款、役員名簿等の添付

(会費)

第3条

1 会員の納める年会費は次の通りとする。

【正会員】3,000 円                      【賛助会員】1口1,000円 1口以上

2 会費の額を変更しようとする時は、総会の議決によらなければならない。

(登録期間)

第4条 会員の登録有効期間は、毎事業年度の4月1日からの1年間とする。この場合、当該期間の中途に会員になった者の有効期間は入会日から当該事業年度の終了の日までとする。

(遵守事項)

第5条 会員は、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 定款、各種規則、関連法令を遵守すること
- (2) 活動を通じて知り得た個人情報を公表、持ち出ししないこと
- (3) 活動を通じて知り得た情報を無断で公表、持ち出ししないこと
- (4) 会員資格の喪失等については、定款第3章に従うこと

(会員の継続、更新)

第6条 会員は、有効期間の満了前1ヶ月までに退会の申出が無い限り翌期（1年間）の会員として自動継続されるものとする（賛助会員の会費の増減がある場合は申し出により、当該口数により更新される。）。

2 会員は退会しようとする場合は、有効期間満了の1ヶ月前までに協会所定の退会届を提出しなければならない。

(会費の支払い)

第7条 前条により、継続、更新のあった会員は、当該会費を毎年6月15日までに下記により協会に納入しなければならない。

(会費の不返還)

第8条 納入された会費は、退会等により会員資格を喪失しても返還しない。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

## 記

会費納入方法：持参、または下記口座までお振込みください

浜松磐田信用金庫 泉町支店 普通 0761831

ゆうちょ銀行 二三八支店 普通 5898403

(口座名義) 特定非営利活動法人 浜松男女共同参画推進協会

※振込み手数料はご負担ください

- 1 この規則は、平成22年4月1日より施行する。
- 2 この規則は、令和2年6月1日より施行する。
- 3 この規則は、令和4年4月1日より施行する。
- 4 この規則は、令和5年4月1日より施行する。